

議案第百十号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求める。

平成元年十二月二十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年拾貳月貳五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

第七条第二号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（単身赴任手当）

第七条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
第十二条に次の一項を加える。

3 前二項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び十二月三十一日から翌年の一月五日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）をいう。ただし、国民宿舍三朝温泉会館職員にあっては、あらかじめ各職員ごとに管理者が定めた日とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定及び第七条の次に一条を

加える改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この条例（第十二条に一項を加える改正規定及び前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成元年四月一日から適用する。